

美郷町告示第121号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条の第3項規定に基づき、下記の特定空家等の所有者等に次のとおり措置を命じたので、同条第13項の規定により告示する。

令和7年9月9日

美郷町長 松田 知己



1. 対象となる特定空家等

所在地 仙北郡美郷町六郷字馬町6番地
用途 住宅

2. 措置の内容

- ・当該特定空家等における建築物及びこれに付属する工作物等を措置の期限までに全て除却すること。
- ・当該特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等について、措置の期限までに運び出し、適切に処分すること。
- ・当該特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3. 命ずるに至った事由

外壁下地の露出、壁体を貫通する穴、柱の腐食により、建物全体が傾いており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため。

4. 命令の責任者 美郷町住民生活課長 木村英彰

(連絡先 0187-84-4903)

5. 措置の期限 令和7年10月8日